

市第61号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 9 月28日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 153 号セ中「 580,000 円」を「 530,000 円」に改め、同号ソ中「 900,000 円」を「 820,000 円」に改め、同号タ中「 1,090,000 円」を「 990,000 円」に改め、同号チ中「 1,210,000 円」を「 1,100,000 円」に改め、同号ツ中「 1,540,000 円」を「 1,400,000 円」に改め、同号テ中「 1,800,000 円」を「 1,640,000 円」に改め、同号ト中「 4,230,000 円」を「 3,850,000 円」に改め、同号ナ中「 5,590,000 円」を「 5,090,000 円」に改め、同号ニ中「 6,910,000 円」を「 6,290,000 円」に改め、同号又(ア)中「 1,230,000 円」を「 1,120,000 円」に改め、同号又(イ)中「 1,460,000 円」を「 1,330,000 円」に改め、同号又(ウ)中「 1,630,000 円」を「 1,480,000 円」に改め、同号又(エ)中「 2,010,000 円」を「 1,830,000 円」に改め、同号又(オ)中「 2,330,000 円」を「 2,120,000 円」に改め、同号又(カ)中「 4,760,000 円」を「 4,330,000 円」に改め、同号又(キ)中「 6,120,000 円」を「 5,570,000 円」に改め、同号又(ク)中「 7,440,000 円」を「 6,770,000 円」に改め、同号ネ(ア)中「 6,320,000 円」を「 5,750,000 円」に改め、同号ネ(イ)中「 7,970,000 円」を「 7,250,000

円」に改め、同号ネ(カ)中「11,800,000円」を「10,700,000円」に改め、同条第 158 号ケ中「450,000 円」を「410,000 円」に改め、同号コ中「590,000 円」を「540,000 円」に改め、同号サ中「770,000 円」を「700,000 円」に改め、同号シ中「1,010,000 円」を「920,000 円」に改め、同号ス中「1,140,000 円」を「1,040,000 円」に改め、同号セ中「1,760,000 円」を「1,600,000 円」に改め、同号ソ中「2,000,000 円」を「1,820,000 円」に改め、同号タ中「2,230,000 円」を「2,030,000 円」に改め、同号チ中「540,000 円」を「490,000 円」に改め、同号ツ中「690,000 円」を「630,000 円」に改め、同号テ中「1,040,000 円」を「950,000 円」に改め、同号ト中「1,440,000 円」を「1,310,000 円」に改め、同号ナ中「1,810,000 円」を「1,650,000 円」に改め、同号ニ中「3,490,000 円」を「3,180,000 円」に改め、同号又中「4,280,000 円」を「3,890,000 円」に改め、同号ネ中「4,890,000 円」を「4,450,000 円」に改め、同号ノ中「10,000,000円」を「9,100,000 円」に改め、同号ハ中「13,600,000円」を「12,400,000円」に改め、同号ヒ中「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同条第 160 号ア中「340,000 円」を「310,000 円」に改め、同号イ中「450,000 円」を「410,000 円」に改め、同号ウ中「790,000 円」を「720,000 円」に改め、同号エ中「1,010,000 円」を「920,000 円」に改め、同号オ中「1,270,000 円」を「1,160,000 円」に改め、同号カ中「3,110,000 円」を「2,830,000 円」に改め、同号キ中「3,810,000 円」を「3,470,000 円」に改め、同号ク中「4,400,000 円」を「4,000,000 円」に改め、同号ケ中「2,920,000 円」を「2,660,000 円」に改め、同号コ中「3,500,000 円」を「3,190,000 円」に改め、同号サ中

「 5,260,000 円」を「 4,790,000 円」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請手数料等を改定するため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

( 上段 改正案 )  
( 下段 現 行 )

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 152 号まで省略）

(153) 消防法第 11 条第 1 項前段の規

定に基づく製造所、貯蔵所又は  
取扱所の設置許可申請手数料

（アからスまで省略）

セ 準特定屋外タンク貯蔵所（

岩盤タンクに係る屋外タンク  
貯蔵所を除く。）

同

530,000 円  
580,000 円

ソ 特定屋外タンク貯蔵所（浮

き屋根を有する特定屋外貯蔵  
タンクのうち危険物の規制に

関する規則（昭和 34 年総理府  
令第 55 号）第 20 条の 4 第 2 項

第 3 号に定める構造を有しな  
ければならないものに係る特

定屋外タンク貯蔵所（以下「  
浮き屋根式特定屋外タンク貯

蔵所」という。）及び岩盤タ  
ンクに係る屋外タンク貯蔵所

を除く。)であって、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	同	<u>820,000 円</u> 900,000 円
タ 同 5,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満のもの	同	<u>990,000 円</u> 1,090,000 円
チ 同 10,000キロリットル以上 50,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,100,000 円</u> 1,210,000 円
ツ 同 50,000キロリットル以上 100,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,400,000 円</u> 1,540,000 円
テ 同 100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,640,000 円</u> 1,800,000 円
ト 同 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満のもの	同	<u>3,850,000 円</u> 4,230,000 円
ナ 同 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満のもの	同	<u>5,090,000 円</u> 5,590,000 円
ニ 同 400,000キロリットル以上のもの	同	<u>6,290,000 円</u> 6,910,000 円
ヌ 浮き屋根式特定屋外タンク		

貯蔵所については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7)	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの	同	<u>1,120,000 円</u> 1,230,000 円
(イ)	同 5,000キロリットル以上10,0 00キロリットル未満のもの	同	<u>1,330,000 円</u> 1,460,000 円
(ウ)	同 10,000キロリットル以上50 ,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,480,000 円</u> 1,630,000 円
(エ)	同 50,000キロリットル以上10 0,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,830,000 円</u> 2,010,000 円
(オ)	同 100,000キロリットル以上20 0,000キロリットル未満のもの	同	<u>2,120,000 円</u> 2,330,000 円
(カ)	同 200,000キロリットル以上30 0,000キロリットル未満のもの	同	<u>4,330,000 円</u> 4,760,000 円

(キ) 同

300,000 キロリットル以上 40

0,000 キロリットル未満のも

の

同

5,570,000 円

6,120,000 円

(ク) 同

400,000 キロリットル以上の

もの

同

6,770,000 円

7,440,000 円

ネ 岩盤タンクに係る屋外タン

ク貯蔵所については、次に掲

げる区分に応じ、それぞれ次

に定める額

(7) 危険物の貯蔵最大数量が

400,000 キロリットル未満の

もの

同

5,750,000 円

6,320,000 円

(イ) 同

400,000 キロリットル以上 50

0,000 キロリットル未満のも

の

同

7,250,000 円

7,970,000 円

(ウ) 同

500,000 キロリットル以上の

もの

同

10,700,000 円

11,800,000 円

(ノからワまで及び第 154 号から第 157 号まで省略)

(158) 消防法第 11 条第 1 項前段の規

定に基づく製造所、貯蔵所又は

取扱所の設置の許可に係る同法

第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づ

く検査申請手数料

(アからクまで省略)

ケ 危険物の規制に関する政令

第 8 条の 2 第 5 項の基礎・地

盤検査であって、危険物の貯

蔵最大数量が 1,000 キロリット

ル以上 5,000 キロリットル未満

の特定屋外タンク貯蔵所の検

査

1 件につき

410,000 円  
450,000 円

コ 同 5,000 キロリット

ル以上 10,000 キロリットル未

満の特定屋外タンク貯蔵所の

検査

同

540,000 円  
590,000 円

サ 同 10,000 キロリッ

トル以上 50,000 キロリットル

未満の特定屋外タンク貯蔵所

の検査

同

700,000 円  
770,000 円

シ 同 50,000 キロリッ

トル以上 100,000 キロリットル

未満の特定屋外タンク貯蔵所

の検査

同

920,000 円  
1,010,000 円

ス 同 100,000 キロリッ

トル以上 200,000 キロリットル

未満の特定屋外タンク貯蔵所



の 検 査	同	<u>1,040,000 円</u> 1,140,000 円
セ 同                    200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 の 検 査	同	<u>1,600,000 円</u> 1,760,000 円
ソ 同                    300,000 キロリッ トル以上 400,000 キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 の 検 査	同	<u>1,820,000 円</u> 2,000,000 円
タ 同                    400,000 キロリッ トル以上の特定屋外タンク貯 蔵所の 検 査	同	<u>2,030,000 円</u> 2,230,000 円
チ 危険物の規制に関する政令 第 8 条の 2 第 5 項の溶接部検 査であって、危険物の貯蔵最 大数量が 1,000 キロリットル以 上 5,000 キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所の 検 査	同	<u>490,000 円</u> 540,000 円
ツ 同                    5,000 キロリットル以 上 10,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所の 検 査	同	<u>630,000 円</u> 690,000 円
テ 同                    10,000 キロリットル 以上 50,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の 検 査	同	<u>950,000 円</u> 1,040,000 円

市第 61 号

ト	同	50,000 キロリットル 以上 100,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>1,310,000 円</u> 1,440,000 円
ナ	同	100,000 キロリットル 以上 200,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>1,650,000 円</u> 1,810,000 円
ニ	同	200,000 キロリットル 以上 300,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>3,180,000 円</u> 3,490,000 円
ヌ	同	300,000 キロリットル 以上 400,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>3,890,000 円</u> 4,280,000 円
ネ	同	400,000 キロリットル 以上の特定屋外タンク貯蔵所 の検査	同	<u>4,450,000 円</u> 4,890,000 円
ノ		危険物の規制に関する政令 第 8 条の 2 第 5 項の岩盤タン ク検査であって、危険物の貯 蔵最大数量が 400,000 キロリッ トル未満の屋外タンク貯蔵所 の検査	同	<u>9,100,000 円</u> 10,000,000 円

ハ	同	400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>12,400,000 円</u> 13,600,000 円
ヒ	同	500,000 キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の検査 ( 第 159 号省略 )	同	<u>17,000,000 円</u> 18,700,000 円
(160)		消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく保安に関する検査申請手数料		
ア		特定屋外タンク貯蔵所 ( 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。 ) であって、危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	<u>310,000 円</u> 340,000 円
イ	同	5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	同	<u>410,000 円</u> 450,000 円
ウ	同	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	同	<u>720,000 円</u> 790,000 円
エ	同	50,000 キロリットル以上 100,000 キロ		

市第 61 号

	リットル未満のもの	同	<u>920,000 円</u> 1,010,000 円
オ	同 100,000		
	キロリットル以上 200,000 キロ		
	リットル未満のもの	同	<u>1,160,000 円</u> 1,270,000 円
カ	同 200,000		
	キロリットル以上 300,000 キロ		
	リットル未満のもの	同	<u>2,830,000 円</u> 3,110,000 円
キ	同 300,000		
	キロリットル以上 400,000 キロ		
	リットル未満のもの	同	<u>3,470,000 円</u> 3,810,000 円
ク	同 400,000		
	キロリットル以上のもの	同	<u>4,000,000 円</u> 4,400,000 円
ケ	岩盤タンクに係る特定屋外 タンク貯蔵所であって、危険 物の貯蔵最大数量が1,000キロ リットル以上 400,000 キロリッ トル未満のもの	同	<u>2,660,000 円</u> 2,920,000 円
コ	同 400,000 キ		
	ロリットル以上 500,000 キロリ		
	ットル未満のもの	同	<u>3,190,000 円</u> 3,500,000 円
サ	同 500,000 キ		
	ロリットル以上のもの	同	<u>4,790,000 円</u> 5,260,000 円
	( シ、ス及び第 161 号から第 163 号まで省略 )		